

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
分担研究報告書

地域全体の課題 宮城県
在宅看取りの阻害・促進要因に関する研究

研究分担者	川島 孝一郎	仙台往診クリニック 院長
研究協力者	伊藤 道哉	東北大学大学院 医学系研究科 講師
	小坂 健	東北大学大学院 歯学研究科 副研究科長・教授
	武吉 宏典	合資会社ディーズ・コンピュータ・サポート 社長
	佐々木 みずほ	仙台往診クリニック 研究部研究員
	遠藤 美紀	仙台往診クリニック 研究部次長

研究要旨

宮城県内の143病院（悉皆）、1,656診療所（悉皆、うち139在宅療養支援診療所）に対し、在宅看取りの阻害要因・促進要因について、調査票調査を実施した。退院先の「近医自宅」は6年間、ほぼ2割のままで増えていない。病院医師が在宅医師に患者を返さないと在宅看取りは困難であり、退院させても自院に通院させているのは、結局、最後は入院して病院死となる。また、在宅緩和ケアと緩和ケア病棟のうち、在宅を第一選択として説明せず、同等に説明する割合は、6年間で変化しておらず6割のままである。病院医師が、まず在宅緩和ケアができることをしっかり説明できるようにすることが喫緊の課題である。病院医師、在宅医師の両者に求められるのは、在宅医療についての本人・家族に対する説明責任を全うすることである。今後、説明内容について、卓越した在宅医師のノウハウを活用してどう説明するのが効果的か、さらなる研究が求められる。また、在宅看取りを推進するためには、新たに在宅看取りに参加しようとする医師に対し、「とにかく在宅看取りは大変だ」という思い込みを取り去り、やれば案外できるという気持ちになれるような支援の方法を工夫すべきである。

宮城県の在宅医療提供体制の現状

宮城県は35市町村で構成され、平成24年3月現在の人口は2,316,283人、65歳以上の高齢者人口は517,925人で、高齢化率は22.3%である。在宅一人暮らしの高齢者数は84,226人で、65歳以上の人口に占める割合は16.3%となっている。県庁所在地である仙台市には、県全体の4割を超える人口が集中している。

宮城県は、4つの医療圏（仙南、仙台、大崎・栗原、石巻・登米・気仙沼）に分かれており、仙台医療圏に人口の63%が集中している。患者が自らの居住する医療圏内の医療機関で受療する割合（依存率）は、外来では全ての圏域で70%以上の充足率となっているが、高齢化の進展に伴い仙台医療圏以外の地域では、診療所等の医療施設数が県平均を下回るなど、身近な生活圏内で十分な医療を確保することが難しい状況がある。また、入院では多くの患者が仙台医療圏に流出している。

県内の病床数は、一般病床が人口 10 万に対し 707.1（全国平均 705.6）、療養病床は 140.1（全国平均 260.0）と、特に療養病床数が大きく下回っている。また、病床利用率においては、平成 22 年調査報告では、宮城県全体で、一般、療養の何れの病床でも全国値を下回っている。

訪問診療を提供している医療機関は、平成 24 年 8 月現在で全病院 141 ヶ所中 48 ヶ所（34%）、全診療所 1,435 ヶ所中 216 ヶ所（34%）、在宅医療を後方支援する在宅療養支援病院は 6 ヶ所、在宅療養支援診療所 128 ヶ所が届出されており年々増加傾向にあるが、人口 10 万人あたりでみると、全国平均を下回り、地域差が見られる。介護保険における請求事業所数でみると、訪問看護ステーションは、103 ヶ所、訪問看護を実施する病院・診療所は 48 ヶ所あり、人口 10 万人あたりの訪問看護事業所数は 4.4 で全国平均 5.3 を下回っている。訪問歯科診療は、在宅療養歯科支援診療所として届出している施設が 57 箇所であり、歯科診療所に占める割合が 5.4%と全国平均を下回っている。宮城県地域医療計画における、在宅医療の数値目標は次の通りである。

指標	現況	平成 29 年度末目標	備考
在宅療養支援診療所数	128 ヶ所 各医療圏 5.4 ヶ所/10 万人	10.3 ヶ所/10 万人	東北厚生局データ
訪問看護ステーション数	103 ヶ所 各医療圏 4.4 ヶ所/10 万人	5.3 ヶ所/10 万人	県保健福祉部調査
在宅死亡率	19.2%（県全体）	各医療圏 30%	県保健福祉部調査
在宅医療に必要な連携を担う拠点の設置	なし	人口 10 万人に 1 ヶ所程度	

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/211355.pdf>

宮城県は平成 25 年度に「第三期宮城県地域医療再生計画（総額 15 億円）」を策定した。この計画は国の「地域医療再生臨時特例交付金（平成 24 年度第 1 次補正予算分）」を活用し、これまでの宮城県地域医療再生計画、第二期宮城県地域医療再生計画、宮城県地域医療復興計画及び第二期宮城県地域医療復興計画において措置された事業以外の事業として、自家発電装置の上層階設置、地域医療学等の寄附講座の設置による医師確保対策、介護と連携した在宅医療推進体制を整備する在宅医療推進事業、在宅医療連携体制の先行事例を県全域に普及するための研修会の開催、そのほか震災をはじめとした計画策定時からの状況変化に対応した新たな取組など、医療提供体制の再構築に必要な事業を展開している。

